

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令（抄）

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

（略）

第七条第六号中「第三十八条第七号及び第三十九条第五号」を「第三十九条第五号及び第四十条第二号」に改める。

（略）

第三十八条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第三十九条第五号中「総務課」の下に「及び国立公園課」を加える。

第四十条中「自然公園の保護及び整備に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）」を「次に掲

げる事務」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 自然公園の保護及び整備（総務課の所掌に属するものを除く。）並びに自然公園及び温泉に関する事業の振興に関すること。
 - 二 景勝地及び休養地並びに公園に係る観光及び休養に関する調査に関すること。
 - 三 自然環境の健全な利用のための活動の増進に関すること。
- 第四十二条を次のように改める。

（略）

附 則

この政令は、公布の日から施行する。